

**【教育資金贈与信託】(まごよろこぶ)文部科学省Q&Aの更新について**

平成29年4月1日付で文部科学省の「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置に係るQ&A等」(以下、「文部科学省Q&A」といいます)が更新されました

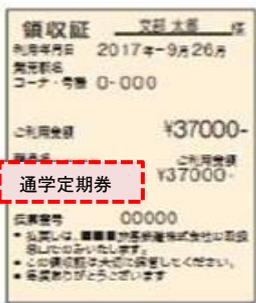
【文部科学省Q&A掲載箇所】

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm)

トップ>政策・審議会>予算・決算、年次報告、税制>教育資金の一括贈与に係る非課税措置  
文部科学省Q&Aの主な更新ポイントをご案内いたします

**領収書等と併せて通学定期券コピーを提出する際の提出要件が緩和されました**

適用開始日:平成29年4月1日ご購入分より  
文部科学省Q&A該当箇所:Q3-4

変更前	(1) 領収書に「通学定期券代」記載あり		<p>・領収書のみのご提出が可能です</p>
	(2) 領収書に「定期券代」の記載のみ		<p>・領収書に加え、通学定期券コピーのご提出が必要です</p> <p>・ただし、IC通学定期券の継続により、定期券コピーの支払日付が、領収書と相違している場合は、ご提出いただくことができませんでした</p> <p>&lt;ご提出不可事例&gt;</p> <p>【領収書】</p> <p>① 支払日付: <b>2017/9/26</b></p> <p>② 金額: 37,000円</p> <p>③ 宛名: 文部 太郎</p> <p>④ 支払先: △△鉄道</p> <p>【通学定期券コピー】</p> <p>① 支払日付: <b>2017/12/24</b></p> <p>② 金額: 領収書と同じ</p> <p>③ 宛名: 領収書と同じ</p> <p>④ 支払先: 領収書と同じ</p>

変更後の取扱いおよび本件にかかるお問い合わせフリーダイヤルは、次ページをご覧ください

次ページあり

変更後

(1) 領収書に「通学定期券代」記載あり

変更前と同様です

(2) 領収書に「定期券代」の記載のみ

**【変更点】**  
 継続されたIC通学定期券(以下「最新の通学定期券」という)の「支払日付」が領収書の記載と相違している場合も、最新の通学定期券コピーをご提出いただくことができるようになりました

↓

**【コピーの要件】**  
 以下の①②のいずれも満たすこと  
 ① 領収書と最新の通学定期券コピーの「支払先」および「金額」が同じであること  
 ② 最新の通学定期券コピーに「継続」と記載されていること

<ご提出可能事例>

最新の通学定期券

**【領収書】**

- ① 支払日付: **2017/9/26**
- ② 金額: 37,000円
- ③ 宛名: 文部 太郎
- ④ 支払先: △△鉄道

**【最新の通学定期券コピー】**

- ① 支払日付: **2017/12/24**
- ② 金額: 領収書と同じ
- ③ 宛名: 領収書と同じ
- ④ 支払先: 領収書と同じ
- ⑤ 「継続」と記載あり

ご不明な点等は下記「お問い合わせフリーダイヤル」までご連絡ください

お問い合わせフリーダイヤル(平日9:00~17:00)  
 0120-05-4807(まごしあわせ)

以上